

CSR報告書

2022

合同会社 ESG



合同会社 ESG は

・ E（環境重視）・ S（社会貢献）・ G（透明性のあるガバナンス）をミッションに掲げた企業努力を継続して参ります。

主に医療機関を顧客とし感染性廃棄物の収集運搬及び処分に従事し、社会生活に必要不可欠な付加価値の高いサービス提供の維持・継続を行い社会に貢献致します。

表紙	P1
Index	P2
「環境報告」	P3
環境認証の取得	
CO2 排出削減の取組み	
コンプライアンス	
教育プログラム	
「社会貢献活動」	P6
石狩新港地域クリーン作戦	
不法投棄撲滅運動	
「環境コミュニケーション」	P7
廃棄物に関するセミナーの開催	
施設見学の受入	
「安全への取組み」	P8
緊急時対応訓練	

「環境報告」

・環境認証の取得

弊社では環境省が策定したエコアクション21を認証取得しています。またそれに伴い、弊社のHPでは「環境経営レポート」を開示しています。

PDCA サイクルを備えた環境マネジメントシステムの普及を進め、環境経営の実効性を高めていくとともに、企業における従業員の教育を促し、事業活動における更なる環境配慮の促進を図ってまいります。



IPSuS

環境省
エコアクション21

認証・登録証

認証・登録番号 0013453

認証・登録事業者 合同会社ESG
北海道石狩市新港南三丁目763番34

事業活動 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、
特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業、古物商、
金属くず商

対象事業所 石狩本社、苫小牧支店、七飯営業所、空知営業所、上富良野中間処理施設、
石狩事業所

認証・登録日 2021年11月24日

有効期限 2023年11月23日

上記事業者は「エコアクション21ガイドライン2017年版(環境省)」の
要求事項に適合していることを証します。

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 森本英香

COPY COPY COPY

- ・CO2排出削減の取組み

収集運搬用トラック入替時の低燃費車への入替、エコドライブの推奨、廃棄物中間処理用焼却炉の安定運行による電力・灯油使用量の削減、工場施設等照明のLED化・省エネ機器の導入を順次進めています。

以上により、2022年は、売上高を原単位にCO2排出量の削減に努めてまいりました。

- ・コンプライアンス

企業の社会的責任を果たすうえで、環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価を行い、改善に努めています。

- ・教育プログラム

- <社員教育・資格取得>

- 弊社では産業廃棄物の適正処理に係る各種教育訓練を実施。

- 有資格者は次ページのとおり。

- 必要資格については会社負担で取得を推進しています。

<有資格者一覧>

2022年4月現在

資格名称	人数	資格名称	人数
安全衛生推進者養成講習	2	危険物取扱者（甲種）	1
ボイラー技士 2級	1	危険物取扱者（乙種4類）	5
第1種普通圧力容器取扱主任者	1	危険物取扱者（乙種5類）	1
フォークリフト運転技能講習	36	危険物取扱者（丙種）	5
車両系建設機械技能講習	28		
小型移動式クレーン	10	防火管理者	2
クレーン運転特別教育修了者	6		
玉掛け技能講習修了者	11	産業廃棄物焼却施設技術管理士	5
卓上操作式クレーン	1	産廃・特管産廃更新時講習（処分）	1
不整地運搬車技能講習	2	産廃・特管産廃更新時講習（運搬）	1
高所作業技能研修	1		
ローラの運転業務	1	安全運転管理者	1
自由研削砥石特別教育	2	自動車整備士（ガソリン2級）	1
ガス溶接技能講習	7	自動車整備士（ジーゼル2級）	1
アーク溶接特別教育	3	自動車整備士（ガソリン3級）	2
特定化学物質等作業主任者	1	自動車整備士（シャシ3級）	2
鉛作業主任者	1		
有機溶剤作業主任者	1	危機管理アシスタント	1
産業廃棄物焼却施設業務特別教育	16		
ダイオキシン類作業指揮者研修	1	電気工事士 2種	3
地山の掘削作業主任者	1	工事担当者（アナログ3種）	1
刈払機取扱い作業	1	登録販売者	1
土止め支保工作業主任者	1	普通救命講習	1

「社会貢献活動」

- ・石狩湾新港地域クリーン作戦

石狩工場が立地する「石狩湾新港企業団地連絡協議会」主催の「石狩湾新港地域クリーン作戦」に参加しています。(春季・秋季)



- ・不法投棄撲滅運動

「公益社団法人北海道産業資源循環協会」主催の不法投棄撲滅運動の^{のぼり}幟を各所に設置し、啓蒙活動に協力しています。

「環境コミュニケーション」

・ 廃棄物に関するセミナーの開催

廃棄物の適正処理を進める病院・企業の職員様とのコミュニケーションに励み適正処理を推進しています。

(コロナ禍にあつて2020年～2022年は院内セミナーが実施できませんでした。)

・ 施設見学の受入

北海道循環型社会形成の推進に関する条例第32条では、産業廃棄物の排出事業者に対し、1年以上継続して処理を委託する処理業者に対して年1回以上の実地確認を行うことを義務付けています。

<施設見学受入状況>

年 度	石狩事業所	上富良野焼却施設
2020年度	6事業所	12事業所
2021年度	5事業所	5事業所
2022年度	5事業所	7事業所

「安全への取り組み」

・ 緊急時対応訓練

上富良野中間処理施設において「廃棄物処理作業中の出火」を想定し、緊急時対応マニュアルに基づき、消防署指導の下、訓練を実施しました。また、出火以外にも構内油漏洩、油圧ホース破断、車両事故等緊急事態を想定した対応マニュアルを備え、自らはもちろん、近隣事業所・住民の安全への取組を進めています。



上富良野中間処理施設にて